

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成25年版との比較

三菱電機株式会社

中津川製作所

(平成25年版)公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第9節 全熱交換器		該当形名	全熱交換器 ロスナイ 標準品																			
1.9.1 一般事項	本節は、処理風量が2,000m ³ /h以上の回転形、静止形全熱交換器、1,000m ³ /h未満の天井隠ぺい形全熱交換ユニット(カセット形は除く。)及び500m ³ /h以上6,000m ³ /h以下の床置形全熱交換ユニットに適用する。																					
1.9.2 回転形全熱交換器		なし																				
1.9.2.1 一般事項	(1)構成は、熱交換エレメント、駆動装置、ケーシング等とする。 (2)給気及び排気量が同一で、かつ、面風速が2.5m/sの状態において、全熱交換効率75%以上とする。 (3)排気側空気が、給気側に移行するのを防止した構造とする。																					
1.9.2.2 熱交換エレメント	熱交換エレメントは、難燃性(JIS Z 2150(薄い材料の防炎性試験方法)又はJIS A 1322(建築用薄物材料の難燃性試験方法)による難燃性)又はこれと同等以上の性能を有し、衛生上支障がないものとする。																					
1.9.2.3 駆動装置	構成は、減速機、駆動伝達部、電動機等とする。 なお、回転数制御装置を組込む場合は、特記による。																					
1.9.2.4 ケーシング	ケーシングの材質は、厚さ1.2mm以上の塗装又は防錆処理を施した鋼板(亜鉛鉄板等を含む。)とし、形鋼又は軽量形鋼(10,000m ³ /h以下については、鋼板を折り曲げたものとしてもよい。)により補強を施したものとする。 なお、電動機がケーシング内にある場合は、点検口を設ける。																					
1.9.2.5 電動機	製造者の標準仕様とする。																					
1.9.2.6 付属品	(イ)ダクト用相フランジ(必要な場合) 一式 (ロ)電源用端子台 一式 (ハ)銘板 一式																					
1.9.3 静止形全熱交換器		なし																				
1.9.3.1 一般事項	(1)構成は、熱交換エレメント、ケーシング等とする。 (2)給気及び排気量が同一で、かつ、面風速が1.0m/sの状態において、全熱交換効率70%以上とする。 (3)排気側空気が、給気側に移行するのを防止した構造とする。																					
1.9.3.2 熱交換エレメント	1.9.2「回転形全熱交換器」の当該事項による。																					
1.9.3.3 ケーシング	1.9.2「回転形全熱交換器」の当該事項による。																					
1.9.3.4 付属品	1.9.2「回転形全熱交換器」の(イ)及び(ハ)による。																					
1.9.4 全熱交換ユニット		LGH-□RS5 LGH-□RS5D LGH-□RX5 LGH-□RX5D LGH-□RKS5 LGH-□RKS5D LGH-□RKX5 LGH-□RKX5D LGH-□RDF6 LPB-□KX4 LP-□X2 LB-□KX4 LB-□DF5 LB-□DF6 LF-□X LGH-N□RS LGH-N□RX LGH-N□RSD LGH-N□RXD LGH-N□RKS LGH-N□RKX LGH-N□RKSD LGH-N□RKXD LGH-N□RDF LGH-N□RDF2	(1)左記当該事項の内容に合致する。 (2)左記当該事項の内容に合致する。 (3)左記当該事項の内容に合致する。 (4)左記当該事項の内容に合致する。 LGH-□RX5、□RX5D、□RKX5、□RKX5D、□RDF6、 LF-□X、LB-□KX4、□DF5、□DF6、LP-□X2、 LPB-□KX4、LGH-N□RX、N□RXD、N□RKX、N□RKXD、 N□RDF、N□RDF2タイプは自動換気切替機能あり (5)左記当該事項の内容に合致する。																			
1.9.4.1 一般事項	(1)構成は、熱交換エレメント、駆動装置(回転式エレメントの場合のみ)、送風機、ケーシング等とし、保守点検ができる構造とする。 (2)給気及び排気量が同一で、風量が、1,000m ³ /h未満は全熱交換効率58%以上、1,000m ³ /h以上は全熱交換効率60%以上とする。 (3)排気側空気が、給気側に移行するのを防止した構造とする。 (4)普通換気(バイパス)との切替機能を有するものとする。 なお、自動換気切替機能を組込む場合の適用は、特記による。 (5)全熱交換ユニットの許容騒音レベルは、表3.1.14による。 なお、騒音の測定方法は、JIS B 8628(全熱交換器)による。 表3.1.14 全熱交換ユニットの許容騒音レベル (単位 dB(A)) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計風量 (m³/h)</th> <th colspan="4">形式</th> </tr> <tr> <th>1,000未満</th> <th>1,000以上 2,000未満</th> <th>2,000以上 3,000未満</th> <th>3,000以上 6,000以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井隠ぺい形</td> <td>40</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>床置形</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>67</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> 注 1. 天井隠ぺい形の機外静圧は、200Pa以下の場合とする。 2. 床置形の機外静圧は、300Pa以下の場合とする。			設計風量 (m ³ /h)	形式				1,000未満	1,000以上 2,000未満	2,000以上 3,000未満	3,000以上 6,000以下	天井隠ぺい形	40	—	—	—	床置形	45	50	67	70
設計風量 (m ³ /h)	形式																					
	1,000未満			1,000以上 2,000未満	2,000以上 3,000未満	3,000以上 6,000以下																
天井隠ぺい形	40			—	—	—																
床置形	45	50	67	70																		
1.9.4.2 熱交換エレメント	1.9.2「回転形全熱交換器」の当該事項による。	難燃性を有する材料(熱交換エレメントの難燃性はJIS A 1322の防炎2級)で、衛生上支障なし。																				
1.9.4.3 電動機	製造者の標準仕様とする。	左記当該事項の内容に合致する。																				
1.9.4.4 付属品	(1)運転表示灯及び操作スイッチ(特記による。) 1組 (2)電源用端子台 一式 (3)固定金具(必要な場合) 一式 (4)銘板 一式	(1)別売り操作スイッチに運転表示灯が内蔵されている。 (2)標準装備 (3)標準装備 (4)標準装備																				